平成２８年（フ）第２２号
千葉県東金市南上宿８番地16　まるもビル303
債務者　内山　雄二
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
新潟県柏崎市北園町５番９―104号　県営北園町住宅Ｅ号棟
債務者　米山　康夫
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
新潟県長岡市中島１丁目１番１―403号　ダイアパレス大手大橋403号室
債務者　国原　明美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４号
島根県出雲市神門町610番地３コーポＹ．Ｔ―Ａ―201
債務者　木村　隆宏
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４９号
長崎県長崎市田中町1625番地１　林田アパート101
債務者　後藤　志保
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
沖縄県那覇市楚辺１丁目３番25―303号　二中前ハイツ
債務者　大濵　拓郎
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３１号
北海道伊達市山下町178番地133
債務者　白石　真樹（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
北海道帯広市西16条南41丁目１番５号
債務者　小澤　秀樹
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９号
山形県鶴岡市美原町18番３―201号県営アパート
債務者　田中　　力
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第５号
茨城県石岡市東光台１丁目６番28号　グリーンハイツＢ101号
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
静岡県富士宮市上条1645番地の３
債務者　落合アキ子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３号
愛知県一宮市北今字苗代三ノ切1446番地１　アイダイトクＩ102号
債務者　田中　昭子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第６号
愛知県一宮市奥町字下口西96番地１　グラン・コート一宮奥町302号
債務者　小川正行こと　ＯＧＡＶＡ　ＭＡＲＣ　ＩＯ　ＭＡＳＳＡＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４１号
愛知県一宮市小信中島字郷東８番地　グランレイム小信中島1201号
債務者　石原　英里
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７号
愛知県犬山市大字羽黒字高見22番地１　さゆみの里さくら５
債務者　㟢村　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３６号
香川県高松市高松町2359番地５　屋島フレグランスＣ―210
債務者　中山　史也
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８８号
福岡市東区香椎浜４丁目８番１―1001号
債務者　塔本　晴美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部